

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを、透明性の高い健全な企業運営及び経営の効率性と高い競争力の維持を実現する企業組織体制を確立することによって、全てのステークホルダーから信頼を確保しその利益の最大化を図ることであると位置付けております。

この方針を充実・機能させるために、全役員及び従業員に対しては、「コンプライアンス基本方針」や「リスク管理基本規程」等を通じて法的責任・社会的責任・倫理的責任に対する意識向上を図り、確かな実践につなげることで、適正かつ健全な企業活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤフー株式会社	16,788,400	48.70
SIX SIS LTD. FOR WILLIAMS TIMOTHY RONAN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	749,400	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	635,300	1.84
DAIWA CM HONG KONG LTD CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 大和証券株式会社)	525,600	1.52
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	484,000	1.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	424,200	1.23
BBH/THE NORTHWESTERN MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANY - NM JAPAN EXTERNAL (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	332,100	0.96
JP MORGAN CHASE BANK 380169 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	298,500	0.87
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	240,000	0.70
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	225,400	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

ヤフー株式会社 (上場:東京) (コード) 4689

補足説明

- 上記大株主の状況は、平成26年12月31日現在における株主名簿に基づいて記載しております。
- 当社は、自己株式を1,255,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 当社の親会社は、ソフトバンク株式会社とヤフー株式会社であります。親会社のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社は、直接の親会社であり、当社との間に一定の取引関係があるヤフー株式会社となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等条件におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を鑑みながら、所定の手続きをもって合理的に決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

＜親会社からの独立性に関する考え方＞
当社はヤフー株式会社との間で一定の取引がありますが、その取引条件については、他の取引先と同様、公正に決定しております。報告日現在、当社の社外取締役である田辺浩一郎氏及び井上真吾氏は同社の従業員であり、当社の社外監査役である吉井伸吾氏は同社の社外監査役（常勤）であります。当社は、その豊富な経験をもとに、社外の客観的な見地から事業運営の助言を得ることを目的として、同社より招聘しております。当該役員からは、当社の意思決定の妥当性を確保するための助言・提言を受けておりますが、当社において独自の意思決定を行っており、当社は、当社の経営判断における同社からの独立性を確保していると判断しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田辺 浩一郎	他の会社の出身者											
井上 真吾	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺 浩一郎		ヤフー株式会社 マーケティングソリューションカンパニー パートナー営業本部 本部長	広告営業における豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に有用な助言、提言を行っていただくことができると判断いたしました。
井上 真吾		ヤフー株式会社 マーケティングソリューションカンパニー ビジネス開発本部 本部長	事業開発における実務経験で培われた高い見識を有していることから、経営全般に有用な助言、提言を行っていただくことができると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名委員会	0	0	0	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

役員指名委員会については、現在その運用方法について見直し中です。
報酬委員会については、外部の有識者に出席いただき、適切な助言を得ております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画策定時には、常勤監査役と会計監査人の間で協議を行います。監査役は、会計監査人に対して監査の進捗状況を確認するとともに、監査終了後には非常勤監査役とともに会計監査人と会合を行い、監査についての報告を受け、問題点の有無や今後の課題に対して意見の交換等を行っております。

また、監査役は、内部統制室と内部監査計画、内部監査実施状況、内部監査結果に関して意見交換を行うとともに、内部統制室から財務報告に係る内部統制の評価結果についての報告を受けております。さらに、監査役、内部監査人、会計監査人が出席する会合を年に3回以上開催し、コンプライアンス、会社法に対応した今後の監査体制、リスク管理などに関する意見交換を積極的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 高廣	他の会社の出身者													
中本 攻	弁護士													
吉井 伸吾	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l

上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m

その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 高廣	○	常勤監査役	他の会社の監査役としての専門的な知識や豊富な経験などを当社の監査体制に活かしていただけると判断いたしました。また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益をけている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
中本 攻	○	中本総合法律事務所代表	弁護士として法律に関する豊富な知見を有しており、その専門家としての見識をもとに、公正中立的な立場から取締役の職務執行を監査していただけると判断いたしました。また、同氏に当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はないこと、当社から役員報酬以外に多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実はないこと、当社経営陣との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
吉井 伸吾		ヤフー株式会社社外監査役(常勤)	ヤフー株式会社は当社の親会社であり、当社との間にサービス提供などの取引関係がありますが、同氏の他の会社の監査役としての専門的な知識や豊富な経験から、社外監査役として公正な監査を実施していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役に対して業績連動型報酬制度を導入しております。担当する役割、責任範囲に応じ、当社規定の評価基準により、定額部分と変動部分とに分け、当期純利益の予算達成度合いを変動部分に連動させる仕組みとなっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

平成26年度支給額

社内取締役 総額68,179千円(5名) 基本報酬 68,179千円

(注)

1. 上記は、第19期事業年度に在任する役員について記載しており、平成26年3月25日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 対象となる役員の員数には、無報酬の取締役は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決議された総額の範囲内で、担当する役割、責任範囲に応じて決定し、当社規定の評価基準により、定額部分と変動部分とに分け、当期純利益の予算達成度合いを変動部分に連動させる仕組みとなっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは、人事・総務部において対応しております。取締役会においては、取締役会事務局より事前に議題の通知や資料の配付を行うとともに、要請に応じて個別に要旨の説明を行うなど、取締役会での意見交換及び決議が可能となるようにしております。また、監査役の求めに応じ主に内部統制室が適宜監査業務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であります。また、経営の監督強化と業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。

1. 取締役会

報告日現在5名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、経営の最高意思決定機関として経営の重要な方針及び戦略を決定し、執行役員がその決定した基本方針に基づき誠実に業務を執行しているかを監督しております。原則として月1回の定例取締役会を開催し、緊急を要する案件があれば臨時取締役会を開催しております。

2. 経営会議

経営会議は、社長の諮問機関として設置され、常勤の取締役、監査役及び執行役員を中心に構成されております。経営会議は、取締役会にて決定した経営の基本方針に基づき、取締役会への提案案件の審議及び協議・検討を行っております。

3. 本部長会議

本部長会議は、常勤の取締役、執行役員及び本部長を中心に構成されております。経営会議にて決定した経営に関する重要な事項についての遂行状況のレビュー、部門を横断した問題の解決、重要事項の共有を行うことで、経営活動を補佐しております。

4. 監査役会

報告日現在3名で構成され、全員が社外監査役のうち1名が常勤であります。監査役は、取締役会に出席して取締役の職務執行の適法性と適正性を監視し、また必要に応じて重要書類の閲覧、意思決定の適正性の検討及び会計処理の適正性等を監視しております。

なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

5. 内部監査

当社及びグループ会社の内部管理体制及び業務の遂行状況を評価し、業務の改善に向けた具体的な助言や勧告を行っております。

監査結果は遅滞なく社長に報告され、重要な事項は監査役に報告されております。また、監査役並びに会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互連携に努めております。

6. 会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法並びに金融商品取引法に基づく監査を受けております。

7. コンプライアンス委員会

取締役及び従業員が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を制定しております。また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するものとし、コンプライアンス体制の維持・向上のため、社内教育を実施しております。さらに、コンプライアンス上疑義ある行為については、取締役及び従業員が会社に通報できる内部通報制度を運営しております。

8. リスク管理委員会

組織横断的なリスクについては、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理基本規程を整備し、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。リスク管理委員会で識別・評価された重要なリスクについては、必要に応じてワーキンググループが設置され、それぞれのリスクの性質に応じた対応が検討されております。

また、業務上で発生する事故については、事故ゼロ活動を推進し、事故の発生原因、損失規模、対応状況、再発防止策を事故ゼロ事務局にて一元管理・共有化することで、適切な業務改善を図っております。

9. 役員指名委員会

役員指名委員会は、役員の選任プロセスの透明性及び客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として設置されております。役員候補者並びに執行役員候補者の選任及び審議を行い、取締役会に提案しております。

10. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役会の諮問機関として設置され、取締役及び執行役員の業績評価の基準の策定並びに取締役の報酬等の決定に際し、取締役会を補佐し、主要な役員報酬プラン、報酬ポリシー、報酬計画の立案及び審議を行い、取締役会に提言しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社制を採用しております。その理由は、取締役会とは独立した機関による監査体制が当社の監視・監査体制に有効に機能すると思うところによります。また、監査役会が内部統制室及び会計監査人と相互に連携することにより、取締役の業務執行に対する監督機能をいっそう強化するものと考えております。当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、各監査役が専門的な立場から経営を監視し、経営監視機能の強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であるため、定時株主総会は毎年3月に開催しております。また、可能な限り、一般株主が参加しやすい日時に開催するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR情報ページにディスクロージャーポリシーのページを設け、情報開示の基本方針等を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆様と直接交流する機会を重視し、会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	英文のアニユアルレポート、決算説明資料及び開示資料を当社ホームページのIR情報ページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算短信及び決算説明会資料や、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「コンプライアンス基本方針」を定め、その中で、株主・投資家の皆様への会社情報の適時適切な開示による企業の社会的責任を果たすことを、基本方針の1つとして規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所が定める適時開示に関する規則を遵守するとともに、株主・投資家の皆様に対し会社情報を適時かつ適切に公表し企業の社会的責任を果たすよう「コンプライアンス基本方針」に定めて行動しており、ステークホルダーの皆様が、重要な会社情報について適時かつ適切に入手できるよう努めております。
その他	<ダイバーシティマネジメントの取組みについて> 当社は、ダイバーシティマネジメントの取組みとして、年齢、性別、国籍等の多様性を尊重し、社員一人一人がその能力を発揮でき、幅広く活躍できる環境作りを推進しております。なかでも、女性社員が出産・子育て等のライフイベントに影響されず、キャリア継続が可能な職場環境の実現に取り組んでいます。 平成26年12月31日現在 ・従業員の女性比率 38.2% ・管理職の女性比率 24.5%

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、下記のとおり整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、教育を実施する。また、コンプライアンス上疑義ある行為について取締役及び使用人が会社に通報できる内部通報制度を運営するものとする。さらに、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、法令に基づき毅然とした姿勢で一切の関係を持たない方針を堅持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程を整備し、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについては、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理基本規程を整備し、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。各部署の担当業務に付随するリスクについては、当該部署にてマニュアルの整備、運用等を行うものとする。内部監査担当は、各部署におけるリスク管理の状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職制・職務権限規程を整備し、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。業績管理に関しては、年度毎に経営計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役、監査役及び本部長は定期的に業績のレビューと改善策を報告するものとする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「コンプライアンス基本方針」は子会社にも適用し、当社におけると同様にその徹底を図る。また、関係会社管理規程を整備し、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社の経営管理を行うことで子会社の取締役の職務の効率性を高める。子会社の事業を所管する事業部門は、子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて子会社への指導・支援を行う。内部監査担当は定期的に監査を行い、子会社のリスク情報の有無を監査するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき者を指名することができる。監査役が指定する期間中は、指名された者への指揮権は監査役が有するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。当該使用人の人事異動、人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役から職務の執行について、費用の前払い等の請求がなされたときは、直ちにその必要性を確認し、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用等の処理をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社は、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力に対しては、決して妥協せず、断固とした姿勢で対応いたします。本方針を全役職員に周知徹底するため、本趣旨を「コンプライアンス基本方針」の一つに掲げております。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

反社会的勢力からの不当な要求が発生した場合には、法務部が主管部となって組織的な対応を行うとともに、所轄警察署・顧問弁護士・外部機関

関の適切な助言を仰ぎ毅然とした対応を行うこととしております。

一例として、取引先等の選定にあたっては、広告主及びアフィリエイトパートナーとともに反社会的勢力と一切関係ないことを規約上表明させ、当社に直接間接の被害が影響しないよう規定するとともに、各種団体の加入についても所定ルールに基づいて加入可否を判断しております。

報告日現在、反社会的勢力からの不当な要求が寄せられた事例はありませんが、引き続き反社会的勢力に関する情報収集と管理、社内体制

の整備強化を推進してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、公正かつ透明性の高い経営体制を確立し、投資家の皆様へ迅速かつ明瞭な情報提供を行うことが重要であると認識しております。適時開示について、当社は、常に投資家の皆様の視点に立ち、投資家の皆様の判断に資する情報、また当社への理解を深めていただく情報を、適時に、適切に提供してまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

重要な会社情報を統括管理する情報取扱責任者には、取締役 最高財務責任者を据え、社内の各本部から重要な会社情報が迅速に集約される仕組みになっております。

情報取扱責任者は、経営企画部に指示し、情報の正確性等を確認し、必要に応じて公表資料の作成ならびに公表時期及び方法について、弁護士・監査法人・税理士・その他外部専門家からの助言を受けております。

東京証券取引所の定める諸規程により適時開示を義務付けられる情報に該当しない場合でも、経営会議の構成員により、公表することが投資家にとって有用な情報であるか公表の必要性を検討しております。

重要な会社情報の公表は、取締役会による承認・決議後、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)への登録を通じて行っております。配信いたしました情報は、併せて当社のホームページにおいても掲載しております。

(社内教育)

当社では、インサイダー取引の未然防止を図るため、「インサイダー取引防止規程」を定め、すべての役員及び従業員に対して、啓蒙・周知徹底に努めております。重要な会社情報は、情報取扱責任者のもとで一元管理することにより、情報漏えいの防止を図っております。

(モニタリング)

監査役は、適時開示業務について、取締役会への出席、重要書類の閲覧、情報取扱責任者へのヒアリングを行い、当該業務の適法性と適正性を監視しております。

社長直轄の内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、適時開示体制の実効性を評価しております。

<模式図>内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制

